平成２６年（フ）第３２５号
愛知県一宮市木曽川町門間字東島海38番地１　サンキャッスルＩ－１Ｂ号
債務者　山田千鶴子
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９５号
愛知県岩倉市大山寺町東出37番地
債務者　小西　利男
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５４号
兵庫県小野市中谷町356番地の２
債務者　松井　成治
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県西脇市野村町茜が丘52番地の６
債務者　中島　敢志
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第５８号
長崎県長崎市香焼町473番地１
債務者　与賀田こと　與賀田賢一
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
長崎県長崎市麹屋町１番14号　イ・メゾン麹屋903号
債務者　中島　未央
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１９号
大阪府吹田市垂水町３丁目11番13―602号
債務者　峯　　奈々（旧姓國廣）
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７９号
大阪市平野区喜連東５丁目14番28―406号
債務者　福山幸志朗
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１１号
大阪市住吉区我孫子西１丁目14番10号木下マンション206号
債務者　菅野　邦保
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１５号
大阪市平野区平野市町２丁目３番21号202、前住所大阪府吹田市山田西１丁目26番15―402号
債務者　小寺えりか（旧姓藥師寺）
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７号
静岡県浜松市西区村櫛町2918番地の11、前住所愛知県豊田市本町大富９番地　グリンピュア日総豊田寮Ａ―204号
債務者　刀祢　俊介
１　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
沖縄県沖縄市美里仲原町７番20号
債務者　比嘉　俊之
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３４号
釧路市大楽毛南５丁目11番２号　グランコート106号室
債務者　竹内　　寛
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月18日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
釧路市昭和南４丁目４番13号
債務者　澤口　弘樹
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２２２号
東京都八王子市子安町１丁目40番28号ロワールマンション101号
債務者　大谷　昌子
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部